



三重県公報

令和6年10月4日（金）

第 555 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
告 示			
671	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（長 寿 介 護 課）	2
672	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（ 同 ）	2
673	保安林の指定施業要件を変更する旨	（ 治 山 林 道 課 ）	2
674	同伴	（ 同 ）	3
675	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（ 同 ）	3
676	同伴	（ 同 ）	4
677	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（ 水 産 振 興 課 ）	5
678	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	5
679	同伴	（ 同 ）	5
680	同伴	（ 同 ）	6
公 安 委 告 示			
24	指定講習機関からの変更の届出	（ 公 安 委 員 会 ）	6
25	認定教育実施者からの変更の届出	（ 同 ）	6
26	認定検査実施者からの変更の届出	（ 同 ）	7
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	7
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	7
	開発行為に関する工事の完了	（ 建 築 開 発 課 ）	7
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	（施設災害対策課）	8

告 示

三重県告示第 671 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470206240	くくる訪問介護ステーション	三重県四日市市西富田 2 丁目 6-17	株式会社アダプト	令和 6 年 5 月 31 日	訪問介護
2470303112	ヘルパーステーション アスプラン	三重県鈴鹿市国府町 943-1	アスブランド株式会社	令和 6 年 6 月 30 日	訪問介護
2470800232	訪問介護 森伸 ホームヘルプサービス	三重県伊勢市前山町字中之尾 355-1	株式会社森伸	令和 6 年 6 月 30 日	訪問介護
2470504974	デイサービスあさひ	三重県津市藤方字米垣内 1231-1	株式会社みやはら	令和 6 年 6 月 30 日	通所介護
2472800933	ミオキ電化設備株式会社	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 1016	ミオキ電化設備株式会社	令和 6 年 6 月 30 日	特定福祉 用具販売
2470505617	訪問介護 輪	三重県津市洪見町 516 番地 3	輪株式会社	令和 6 年 7 月 15 日	訪問介護
2471400834	訪問介護事業所えんむすび	三重県いなべ市藤原町本郷 836 番地	特定非営利活動法人快生 教学会	令和 6 年 8 月 31 日	訪問介護
2460490101	訪問看護ステーション かのん	三重県亀山市布気町 634-10	有限会社安寿	令和 6 年 8 月 31 日	訪問看護
2470205440	レッツ倶楽部山城	三重県四日市市あさけが丘 二丁目 1 番地 42	株式会社三重平安閣	令和 6 年 8 月 31 日	通所介護

三重県告示第 672 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2472800933	ミオキ電化設備株式会社	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 1016	ミオキ電化設備株式会社	令和 6 年 6 月 30 日	特定介護 予防福祉 用具販売
2460490101	訪問看護ステーション かのん	三重県亀山市布気町 634-10	有限会社安寿	令和 6 年 8 月 31 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 673 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 674 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年10月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北牟婁郡紀北町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 675 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年10月4日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名

久保 勇

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字志子上通 679 の 1、680

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

水谷 重和

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字志子上通 692 の 4、692 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 676 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

玉井 紀美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字松島 6 の 15

(2) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

中村 壽克

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字在ノ上 15 の 8

(2) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 677 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり城南加入区	伊曽島漁業協同組合のうち城南の地区
特定のり若松加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区
特定のり白子加入区	鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区
特定のり大淀加入区	伊勢湾漁業協同組合のうち大淀の地区
特定のり桃取町加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち桃取町の地区
特定のり答志加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち答志の地区

三重県告示第 678 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ四日市店
四日市市西日野町字八幡 1608 番地 1 ほか 23 筆
- 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 10 月 4 日から同年 11 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 679 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ桑名店
桑名市中央町三丁目 21 番 ほか 5 筆
- 桑名市から聴取した意見
意見無し

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年10月4日から同年11月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 680 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により菰野町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年10月4日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ菰野店
三重郡菰野町大字竹成字高原 3998 番地 7 ほか 30 筆
- 2 菰野町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年10月4日から同年11月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 安 委 告 示
三重県公安委員会告示第 24 号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年10月4日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社TDGホールディングス 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一	大東自動車株式会社 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一

事務所の名称及び所在地	
変更後	変更前
ほめちぎる教習所伊勢 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10	三重県南部自動車学校 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10

三重県公安委員会告示第 25 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年10月4日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前

株式会社T D G ホールディングス 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一	大東自動車株式会社 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一
--	---

施設の名称及び所在地	
変更後	変更前
ほめちぎる教習所伊勢 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10	三重県南部自動車学校 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10

三重県公安委員会告示第 26 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 10 月 4 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社T D G ホールディングス 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一	大東自動車株式会社 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10 加 藤 光 一

施設の名称及び所在地	
変更後	変更前
ほめちぎる教習所伊勢 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10	三重県南部自動車学校 伊勢市小俣町元町 1648 番地 10

公 告

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量(3 級基準点測量、4 級基準点測量及び用地測量)
- 作業期間
令和 6 年 9 月 10 日から同年 12 月 10 日まで
- 作業地域
亀山市椿世町

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 9 月 20 日に終了した旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 作業地域
伊賀市外山、同市坂之下、同市東条、同市西条、同市土橋及び同市山神

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 9 月 19 日	伊勢市小俣町明野 432 ほか 1 筆	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社 代表取締役 村林 明和

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 4 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 物品等の名称及び数量 排水ポンプ車 1 台
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県県土整備部施設災害対策課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 6 年 9 月 12 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 22 番 8 号
クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支店 支店長 塩崎 由典
- 5 落 札 金 額 入札価格 42,000,000 円
契約金額 46,200,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 6 年 7 月 19 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
